

自転車総合保険



自転車事故によるおケガ、賠償事故を補償します!

ご本人はもちろん同居のご家族が自転車で通勤・通学している方には特におすすめです。

自転車総合保険

自転車総合保険は、自転車事故(*)を補償します。

*日本国内において、自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故によるケガをいいます。以下同様とします。

自転車とは、ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車およびその付属品をいいます。子供用ペダルなし自転車(ストライダー等)は、自転車に含まれません。

傷害補償

万が一の場合 -死亡保険金・後遺障害保険金-

自転車事故により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害を被られた場合にお支払い。(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害はその程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払い。)

入院補償

自転車事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院1日につき入院保険金日額をお支払い。(180日限度)

通院補償

自転車事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に対し、通院1日につき通院保険金日額をお支払い。(90日限度)ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

自転車による賠償責任事故の補償

国内において自転車の所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の賠償責任を負った場合に補償。示談交渉サービスがご利用いただけます。

※1 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」19ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
 ※2 業務中の事故は対象外です。

社員ご本人がご加入いただくと、ご家族全員を補償します!!

「家族」とは、次の方をいいます。

- ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚(これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。)の子

※被保険者の続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

加入プランの保険金額と保険料(加入プランをお選びいただきます)

(保険期間1年、団体割引20%)

補償内容 型	保険金額	ケガ			賠償責任 (自己負担額なし)	年払保険料 (一括払)
		死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額		
F	ご本人	740万円	3,300円	1,600円	4,000万円	3,500円
	配偶者					
	その他のご親族	500万円				
G	ご本人	814万円	3,300円	1,600円	1億円	4,000円
	配偶者					
	その他のご親族					

自転車保険加入義務化自治体

兵庫県、大阪府、滋賀県、鹿児島県、京都府、埼玉県、名古屋市、金沢市、相模原市

自転車保険加入努力義務自治体

東京都、千葉県、群馬県、鳥取県、愛媛県、徳島県、福岡県、熊本県

(2019年4月現在)